

令和2年4月2日 策定  
4月6日 改定  
4月8日 改定  
4月13日 改定  
4月16日 改定  
4月17日 改定  
4月30日 改定  
5月7日 改定  
6月1日 改定  
7月1日 改定  
7月31日 改定  
8月27日 改定  
9月16日 改定  
9月25日 改定  
10月8日 改定  
10月15日 改定  
11月27日 改定  
令和3年1月6日 改定  
1月15日 改定  
2月4日 改定  
3月12日 改定  
3月19日 改定  
4月1日 改定  
4月19日 改定  
4月27日 改定  
5月11日 改定  
6月21日 改定  
7月22日 改定  
8月2日 改定

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた鎌倉市の基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた本市の基本方針は、次のとおりとする。

なお、事態の更なる進展や収束、再度の国の緊急事態宣言や神奈川県の基本方針等の変更など、状況の変化があった場合には、本方針の充実や見直しなど、柔軟に対応する。

### 1 全庁を挙げた対策の実施

新型コロナウイルス対策本部体制の下、感染症拡大防止の取組みに注力する。

### 2 新しい生活様式の定着に向けた取組み

#### (1) 職員向け対策

- 職員一人ひとりが、日常の感染予防策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防策に努める。
- テレワーク、時差出勤、土日勤務週休の分散、年次休暇取得の推進を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、電子化・オンライン化を推進する。
- 職員に陽性者が発生し、業務継続体制に移行する必要があると認める場合は、別添資料1「業務継続体制について」により対応する。

## (2) 市立小中学校向け対策

- 文部科学省マニュアル及び神奈川県教育委員会ガイドライン等を参考に策定・改定する鎌倉市学校再開ガイドライン(Ver.3)に基づき、教育活動等を実施する。
- 感染防止対策を講じても、なお感染のリスクが高い学習活動を回避する。

## (3) 子どもの家

- 放課後かまくらっ子の 16 施設に対して、文部科学省より設定されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』」、および、「小学校・中学校及び高等学校等にかかる感染事例を踏まえて今後求められる対策等について」に基づいた感染防止対策を講じながらの運営を指導する。
- 職員(青少年課および放課後かまくらっ子支援員)に対して、「新しい生活様式」に基づいた行動をとるよう指導する。  
また、感染者または濃厚接触者と特定された場合(COCOA による接触確認を含む)の対応については、「【9月14日修正】新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)において陽性者との接触が確認された場合の対応について」に基づくものとする。

## (4) 公共施設(別添資料2)

- 類似する業種の団体が作成した「業種別ガイドライン」等により適切な感染防止対策を実施し、当該取り組み状況を掲示する。  
なお、利用者を特定できる施設については、後に利用者の感染が確認された場合に備えて、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努める。
- 収容率50%以内、開館時間を20時(イベント開催の場合は21時)までとし、感染を拡大する恐れのあるカラオケは行わない。  
その他は、別添資料2「公共施設の状況一覧」に基づき開館する。

## (5) イベント等の実施の扱い

- イベント開催にかかる具体的な条件については、令和3年7月30日付け国の事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」によるものとする。
- 開催時間を21時までとし、別添資料3「イベントの開催について(※)」に基づき開催する。  
また、外出自粛要請の継続を受け、オンラインで実施可能なものは極力オンラインでの実施を検討し、イベント前中後に飲食あるいは会食が想定されるものは、開催しない。

## (6) 来庁者への対応

市民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように電子申請等が可能な手続きを積極的にPRし、市への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、市民や事業者等が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症予防対策を実施する。

## 業務継続体制について

| No. | 継続する業務   | 手続等ができる場所 | 担当課      | 連絡先       |
|-----|--|-----------|----------|-----------|
| 0   | ●緊急対策本部業務  | J         | 総合防災課    | 2627      |
| 1   | ●女性相談業務  | E         | 地域共生課    | 2604      |
| 2   | ●諸証明交付業務   | A～Dのいずれか  | 納税課      | 2305      |
| 3   | ●住民異動届受付業務<br>●戸籍届受付業務<br>●諸証明交付業務<br>●埋火葬許可業務<br>●臨時運行許可業務                                    | A～Dのいずれか  | 市民課      | 2447      |
| 4   | ●地域支援業務  | A～Dのいずれか  | 各支所      | 2287～2289 |
| 5   | ●保育所入所事務、民間保育園ケース事務  | A～Dのいずれか  | 保育課      | 2377      |
| 6   | ●助産施設、母子生活支援施設等への入所事務<br>●虐待通告等への対応  | A～Dのいずれか  | こども相談課   | 2658・2676 |
| 7   | ●子どもの家等入所事務  | A～Dのいずれか  | 青少年課     | 2494      |
| 8   | ●障害児相談支援事業(法内事業)における相談体制の維持  | A～Dのいずれか  | 発達支援室    | 2542・2543 |
| 9   | ●生活保護の新規申請時の受付・相談業務<br>●生活保護受給者からの緊急の通院連絡や各種相談業務の受付(電話・メール等)<br>●生活困窮者の緊急対応(援護金貸付、ホームレスの緊急保護等) | A～Dのいずれか  | 生活福祉課    | 2696      |
| 10  | ●高齢者の虐待対応及び徘徊高齢者の一時保護等   | A～Dのいずれか  | 高齢者いきいき課 | 2698      |
| 11  | ●介護保険等申請業務   | A～Dのいずれか  | 介護保険課    | 2666      |
| 12  | ●障害福祉に関する電話相談<br>●障害者手帳・自立支援医療の進達業務  | A～Dのいずれか  | 障害福祉課    | 2693      |
| 13  | ●母子健康手帳の交付<br>●産後ケア事業<br>●転入者へのすくすく手帳交付<br>●虐待等に係る相談対応<br>●予防接種実施依頼書の発行                        | A～Dのいずれか  | 市民健康課    | 2678・2816 |
| 14  | ●国民健康保険資格取得による国民健康保険被保険者証交付<br>●国民健康保険被保険者証再交付事務<br>●後期高齢者医療被保険者証の発行に関する事務                     | A～Dのいずれか  | 保険年金課    | 2327・2373 |
| 15  | ●ごみの受入業務   | A～Dのいずれか  | 環境センター   | 2596・2715 |

|    |   |   |         |                   |
|----|---|---|---------|-------------------|
| 16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出に係る業務</li> <li>●国土利用計画法に基づく届出に係る業務</li> <li>●まちづくり条例に基づく届出に係る業務</li> </ul> | F | 土地利用政策課 | 2827              |
| 17 | ●道路及び道路附属物の損傷、事故及び災害等に伴う緊急対応  | I | 道水路管理課  | 2393              |
| 18 | ●災害対応、緊急対応  | H | 下水道河川課  | 2553              |
| 19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園及びその予定地、緑地、街路樹、児童遊園等での事故や災害への緊急対応</li> <li>●がけ崩れ等緊急を要する事業、予防対策に係る相談事業</li> </ul>                  | I | みどり公園課  | 2618<br>2442・2557 |
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●私立学校から公立学校への転校手続き</li> <li>●指定校変更等の手続き</li> </ul>   | G | 学務課     | 2661・2743         |
| 21 | ●区域外就学の手続き  | G | 教育指導課   | 2721              |
| 22 | ●火災・救急・救助などの災害出動  | — | 消防本部    | 8-242             |

【代替執務室】

| 区分 | 場所        | 備考 |
|----|-----------|----|
| A  | 腰越支所      |    |
| B  | 深沢支所      |    |
| C  | 大船支所      |    |
| D  | 玉縄支所      |    |
| E  | 第三分庁舎1階講堂 |    |
| F  | 第五分庁舎     |    |
| G  | 御成小学校内    |    |
| H  | 浄化センター    |    |
| I  | 作業センター    |    |
| J  | 消防本部      |    |

## 公共施設の状況一覧

| No. | 施設名                    | 所管課名     | 備考  |
|-----|------------------------|----------|---|
| 1   | 鎌倉芸術館                  | 文化課      | 利用時間を20時(イベント開催の場合は21時)までに短縮、事前予約制、人数制限、利用制限あり。   |
| 2   | NPOセンター(鎌倉・大船)会議室      | 地域のつながり課 | 事前予約制、人数制限あり。                                     |
| 3   | 腰越つどいの広場               | こども支援課   | 人数制限、利用時間制限あり。                                    |
| 4   | かまくら冒険遊び場・梶原           | こども支援課   | 事前予約制、人数制限あり。                                     |
| 5   | 子育て支援センター(鎌倉・深沢・大船・玉縄) | こども相談課   | 事前予約制、利用時間制限あり。                                   |
| 6   | 深沢子ども会館                | 青少年課     | 事前予約制   |
| 7   | 青少年会館(鎌倉・玉縄)           | 青少年課     | 利用時間を20時(イベント開催の場合は21時)までに短縮、人数制限あり。              |
| 8   | 子どもひろば(プレイルーム)         | 青少年課     |   |
| 9   | 福祉センター会議室              | 福祉総務課    | 利用時間を20時(イベント開催の場合は21時)までに短縮、事前予約制、利用制限あり。調理室利用不可 |
| 10  | 教養センター                 | 高齢者いきいき課 | 団体利用は人数制限、利用制限あり。                                 |
| 11  | 名越やすらぎセンター             | 高齢者いきいき課 | 団体利用は人数制限、利用制限あり。                                 |
| 12  | 今泉さわやかセンター             | 高齢者いきいき課 | 団体利用は人数制限、利用制限あり。                                 |
| 13  | 玉縄すこやかセンター             | 高齢者いきいき課 | 団体利用は人数制限、利用制限あり。                                 |
| 14  | 腰越なごやかセンター             | 高齢者いきいき課 | 団体利用は人数制限、利用制限あり。                                 |
| 15  | 未病センターかまくら             | 市民健康課    | 事前予約制、人数制限、利用時間制限あり。                              |
| 16  | 笛田リサイクルセンター再生利用棟西側     | 環境センター笛田 | 講座等は事前申し込み制、人数制限あり。<br>(申込先:NPO法人鎌倉リサイクル推進会議)     |
| 17  | 笛田公園会議室                | みどり公園課   | 人数制限あり。   |
| 18  | 生涯学習センター               | 生涯学習課    | 利用時間を20時(イベント開催の場合は21時)までに短縮、団体制限あり。              |
| 19  | 吉屋信子記念館                | 生涯学習課    | 事前予約制、団体制限あり。                                     |
| 20  | 小学校・中学校学校開放(多目的室等)     | 生涯学習課    | 事前予約制、利用時間制限・人数制限あり。                              |
| 21  | 鎌倉武道館                  | スポーツ課    | 利用時間を20時(イベント開催の場合は21時)までに短縮、事前予約制、人数制限あり。        |
| 22  | 大船体育館                  | スポーツ課    | 利用時間を20時(イベント開催の場合は21時)までに短縮、人数制限あり。              |
| 23  | 鎌倉体育館                  | スポーツ課    | 利用時間を20時(イベント開催の場合は21時)までに短縮、人数制限あり。              |
| 24  | 見田記念体育館                | スポーツ課    | 事前予約制、人数制限、利用時間制限あり。                              |
| 25  | 深沢多目的スポーツ広場            | スポーツ課    | 事前予約制、(予約のない時間帯は個人利用可)、人数制限あり。                    |

|    |                               |          |                                |
|----|-------------------------------|----------|--------------------------------|
| 26 | 西御門テニスコート                     | スポーツ課    | 事前予約制、(予約のない時間帯は当日利用可)、人数制限あり。 |
| 27 | 小学校・中学校学校開放                   | スポーツ課    | 事前予約制、利用時間制限、人数制限あり。           |
| 28 | 笛田公園野球場・庭球場                   | みどり公園課   | 事前予約制                          |
| 29 | 笛田公園庭球場壁打練習施設                 | みどり公園課   | 現地での利用者登録が必要                   |
| 30 | 旧華頂宮邸庭園                       | 都市景観課    |                                |
| 31 | 川喜多映画記念館                      | 文化課      | 団体利用は事前連絡が必要                   |
| 32 | 鐺木清方記念美術館                     | 文化課      | 利用時間制限あり、団体利用は事前連絡が必要          |
| 33 | 鎌倉文学館                         | 文化課      | 団体利用は事前連絡が必要                   |
| 34 | 中央図書館、地域館                     | 中央図書館    | サービス内容に制限あり。                   |
| 35 | 鎌倉歴史文化交流館                     | 生涯学習課    | 人数制限あり。                        |
| 36 | 鎌倉国宝館                         | 生涯学習課    | 人数制限あり。                        |
| 37 | 鎌倉市役所休日有料駐車場                  | 公的不動産活用課 | ※2月28日をもって開放終了<br>その後の開放は未定    |
| 38 | 鎌倉市役所本庁舎有料駐輪場                 | 公的不動産活用課 | 通常通り利用可                        |
| 39 | 鎌倉海浜公園坂ノ下駐車場                  | みどり公園課   | 5月12日以降通常通り利用可                 |
| 40 | 笛田公園駐車場                       | みどり公園課   | 通常通り利用可                        |
| 41 | 鎌倉中央公園駐車場                     | みどり公園課   | 通常通り利用可、事前予約制                  |
| 42 | 夫婦池公園駐車場                      | みどり公園課   | 通常通り利用可                        |
| 43 | 大船駅周辺屋外喫煙所<br>東口2階ペDESTリアンデッキ | 環境保全課    | 利用可                            |
| 44 | 大船駅周辺屋内喫煙所<br>東口歩道橋下          | 環境保全課    | 利用可                            |
| 45 | 大船駅周辺屋外喫煙所<br>西口1階公衆トイレ脇      | 環境保全課    | 閉鎖中                            |
| 46 | 鎌倉海浜公園水泳プール                   | スポーツ課    |                                |

## イベント等の実施の扱い

市が主催するイベント等の対応については、次のとおりとする。

### 1 市民が参加するイベント等

イベント等の開催については、「業種別ガイドライン」により、下記の「イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置」が担保される場合に行い、感染防止対策の取組を公表したうえで、開催時間を21時までとし、「イベントの開催について(※)」に基づき開催する。

### 2 会議・研修等

会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防策を施したうえで開催する。

### 3 イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒の徹底(感染リスクの拡散防止)</li> <li>・マスク着用の担保(感染リスクの拡散防止) <ul style="list-style-type: none"> <li>マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保</li> </ul> </li> <li>・参加者及び出演者の制限(感染リスクの拡散防止) <ul style="list-style-type: none"> <li>有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底(検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等)</li> </ul> </li> <li>・参加者の把握(感染リスクの拡散防止) <ul style="list-style-type: none"> <li>事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること(例:アプリのQRコードを入口に掲示すること等)</li> </ul> </li> <li>・大声を出さないことの担保(大声の抑止) <ul style="list-style-type: none"> <li>大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備(人員を配置する等)</li> <li>スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備</li> </ul> </li> <li>・密集の回避(イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止) <ul style="list-style-type: none"> <li>入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)や十分な換気、休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除 <ul style="list-style-type: none"> <li>演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる</li> </ul> </li> <li>・催物前後の行動管理(交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止) <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進</li> </ul> </li> </ul> |
|--|

| イベントの開催について(※) |                                       |             |   |   |  |
|----------------|---------------------------------------|-------------|---|---|--|
| 時 期            |                                       |             | 収容率   |   | 人数上限   |
| ①              | 令和2年6月19日～                            | 屋内          | 50%以内   |   | 1,000人   |
|                |                                       | 屋外          | 十分な間隔   |   | 1,000人   |
| ②              | 状況を見据え①開始から約3W後<br>7月10日～             | 屋内          | 50%以内   |   | 5,000人   |
|                |                                       | 屋外          | 十分な間隔   |   | 5,000人   |
| ③              | 9月19日～<br>(*1)<br>(令和3年1月8日～3月21日を除く) | イベント<br>の種類 | 歓声・声援等が想定されないもの<br>・クラシックコンサート<br>・演劇、寄席、古典芸能等(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)<br>・展示会 等 | 歓声・声援等が想定されるもの<br>・ロック、ポップコンサート<br>・スポーツイベント等 | ○収容人数10,000人超<br>⇒収容人数の50%<br>○収容人数10,000人以下<br>⇒5,000人<br>(注)収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要) |
|                |                                       |             | 100%以内<br>(席がない場合は適切な間隔)  | 50%(*2)以内<br>(席がない場合は十分な間隔)                   |  |
| ④              | 令和3年3月22日～                            | イベントの種類     | 9月19日～と同じ   |   | 5,000人、又は収容人数50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方  |
| ⑤              | 4月20日～                                | イベントの種類     | 9月19日～と同じ   |   | 5,000人   |
| ⑥              | 8月2日～                                 | イベントの種類     | 50%以内   |   | 5,000人   |

\*1 「9月19日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」は、イベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により、開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するために必要な感染防止措置が担保され、かつ、感染防止対策の取組が公表されている場合に適用し、それ以外の場合は、「7月10日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」を適用する。

\*2 ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

\* 具体的条件については、国の事務連絡によるものとする。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。